

浜田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則及び浜田市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 8 月 27 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市規則第 33 号

浜田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
施行規則及び浜田市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する
規則の一部を改正する規則

(浜田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
施行規則の一部改正)

第 1 条 浜田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
施行規則(平成 17 年浜田市規則第 43 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 号中「場合、」を「場合若しくは留置施設に留置されて拘禁
刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合、」に改める。

(浜田市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部
改正)

第 2 条 浜田市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則(平
成 18 年浜田市規則第 78 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 号中「場合、」を「場合若しくは留置施設に留置されて拘禁刑
若しくは拘留の刑の執行を受けている場合、」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。